

平成 30 年 6 月 7 日

株主各位

神 田 通 信 機 株 式 会 社
代表取締役社長 神部 雅人

第 81 期定時株主総会における当社委任状及び議決権代理行使の勧誘について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 28 日に開催予定の当社第 81 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、会社提案の第 1 号議案ないし第 4 号議案の他に、第 5 号議案として株主提案がなされております。当社取締役会としては、平成 30 年 6 月 7 日付の株主総会招集ご通知の 57 頁から 58 頁に記載のとおり、当該株主提案に反対いたします。

株主の皆様におかれましては、会社提案の第 1 号議案ないし第 4 号議案について賛成の議決権行使を、また、株主提案の第 5 号議案について反対の議決権行使をお願い申し上げます。

その上で、本定時株主総会にご出席いただけない株主の皆様で会社提案にご賛同いただける場合は、同封の委任状記載例にしたがって当社委任状を記載及び押印の上、同封の返信用封筒にてご返信いただけますようお願いいたします。

当社は、株主の皆様のご期待に沿うことができるよう、今後も全力を尽くして参る所存ですので、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当社の委任状及び議決権の代理行使に関する手続に関してご質問等がございましたら、下記ご連絡先までご遠慮なくお問い合わせください。

敬具

記

本件に関する問い合わせ

神田通信機株式会社 総務部

電話番号 03 (3252) 7731

受付時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 30

(同封物) 当文書、議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類、当社委任状、委任状記載例、委任状に関するQ & A及び返信用封筒

(ご注意) 株主提案を行った提案株主は、株主名簿閲覧・謄写請求権を行使して入手した株主名簿をもとに、株主の皆様へ独自の委任状の提出を要請する可能性がございますが、会社提案にご賛同いただける場合には、かかる委任状の提出は行わないようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

本書は、神田通信機株式会社（以下「当社」といいます。）が、株主の皆様に対し、当社の第 81 期定時株主総会における各議案について、議決権の代理行使の勧誘を行うに際し、金融商品取引法施行令第 36 条の 2 第 1 項に基づき、代理権の授与に関し参考となるべき事項を記載し、交付するものです。

1. 議決権の代理行使の勧誘者

神田通信機株式会社

代表取締役社長 神部 雅人

勧誘者は、本件議決権の代理行使の勧誘に関する株式の発行会社であります。

2. 議案及び参考事項

平成 30 年 6 月 7 日付にて別途お送り申し上げます「第 81 期定時株主総会招集ご通知」及び同ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

委任状をご作成された当日の日付をご記入下さい。

委任状（記載例）

神田通信機株式会社 株主様ご自身のご住所・お名前・代表者名をご記入下さい。 平成 30 年 月 日

株主（住所）

議決権行使書に記載の議決権の数をご記入下さい。

（議決権の数）

個

印

私は、 _____ を代理人として定め、以下の事項を委任します。

1. 平成 30 年 6 月 _____ 日 神田通信機株式会社の第 81 期定時株主総会（継続会又は延会を含みます。）に出席して、下記の議案につき私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。但し、各議案につき賛否の指示をしていない場合、原案に賛成の指示をした場合において原案に対し修正案が提出された場合（株主から原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含みます。）、及び原案の取扱いその他の株主総会の運営（株主から原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の議決の諮り方等を含みます。）に関する動議についてはいずれも白紙委任します。

未記入で結構です。

記

会社提案に係る議案			
第 1 号議案	原案に対し	賛	否
第 2 号議案	原案に対し	賛	
第 3 号議案	原案に対し	賛	
第 4 号議案	原案に対し	賛	否
株主提案に係る議案			
第 5 号議案	原案に対し	賛	否

（但し _____ を除く※）

「賛」の欄に○印をお付け下さい。
ご記入ください。

※各候補のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印をご記入頂き、（ ）の空欄の余白に否とされる候補者の番号をご記入ください。

「否」の欄に○印をお付け下さい。

2. 復代理人を選任する件

以上

委任状

平成 30 年 6 月 日

神田通信機株式会社 御中

株主（住所） _____
（氏名） _____
（議決権の数） _____ 個



私は、 _____ を代理人として定め、以下の事項を委任します。

- 平成 30 年 6 月 28 日開催予定の神田通信機株式会社の第 81 期定時株主総会（継続会又は延会を含みます。）に出席して、下記の議案につき私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。但し、各議案につき賛否の指示をしていない場合、原案に賛成の指示をした場合において原案に対し修正案が提出された場合（株主から原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含みます。）、及び原案の取扱いその他の株主総会の運営（株主から原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の議決の諮り方等を含みます。）に関する動議についてはいずれも白紙委任します。

記

会社提案に係る議案			
第 1 号議案	原案に対し	賛	否
第 2 号議案	原案に対し	賛 (但し を除く※)	否
第 3 号議案	原案に対し	賛	否
第 4 号議案	原案に対し	賛	否
株主提案に係る議案			
第 5 号議案	原案に対し	賛	否

※各候補のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印をご記入頂き、（ ）内の空欄の余白に否とされる候補者の番号をご記入ください。

- 復代理人を選任する件

以 上

委任状に関するQ & A

本書は、当社の第 81 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）における議決権の代理行使を勧誘するにあたり、株主の皆様へ委任状の記載・提出方法等についてわかりやすくご説明するものです。下記をご参照の上、当社の提案する議案にご賛成いただける場合、当社まで委任状をご提出くださいますようお願い申し上げます。

Q 1. 委任状とは何ですか？また、議決権行使書とは何ですか？

A 委任状とは、株主様が株主総会における議決権の行使を他の者に代理させる際に当社にご提出いただく代理権を証明する書面です。これに対し、議決権行使書とは、株主総会に出席しない株主様が書面によって議決権を行使する際に当社にご提出いただく議決権を行使するための書面です。

Q 2. 委任状と議決権行使書のどちらを提出したらよいのですか？

A 議決権行使書と委任状のいずれによっても、議決権を行使または代理行使することができます。但し、当社といたしましては、本総会において適切な議事の運営を可能とし、当社の提案する議案（以下、「当社提案」といいます。）が承認されることをより確実なものとするため、当社まで委任状をご提出していただきたいと考えております。

Q 3. 既に議決権行使書を提出してしまったのですが、どうしたらよいですか？

A 既に議決権行使書をご提出いただいている場合でも、委任状をご提出いただくことができます。なお、当社といたしましては、本総会において適切な議事の運営を可能とし、当社提案が承認されることをより確実なものとするため、当社まで委任状をご提出していただきたいと考えておりますので、お手数ではございますが、あらためて委任状を当社までご提出くださいますようお願い申し上げます。

Q 4. 会社提案に賛成するにはどうしたらよいですか？

A 当社提案にご賛成いただける場合、①株主総会に出席して議決権行使をしていただく方法、②同封の議決権行使書用紙における当社提案の各議案（第 1 号議案から第 4 号議案）の「賛」の欄に○印を、株主提案の議案（第 5 号議案）の「否」の欄に○印を、それぞれ記入して提出していただく方法、③同封の委任状を下記 Q 5 においてご説明するとおりに記載したうえで提出していただく方法のいずれかを選択していただくことができます。当社といたしましては、当社提案が承認されることをより確実なものとするため、③の方法により同封の委任状に必要事項を記載のうえ、議決権行使書用紙とともに当社までご提出していただきたいと考えております。委任状の記載方法は、Q 5 および「委任状（記載例）」をご参照ください。

Q5. 会社提案に賛成する場合、委任状にどのように記入すればよいのですか？

A 当社提案にご賛成いただける場合には、委任状の第1号議案から第4号議案の「賛」の欄に○印を、第5号議案の「否」の欄に○印を、それぞれご記入ください。なお、住所・氏名等の必要事項をご記載いただいたうえ、第1号議案から第5号議案の賛否の欄には何も記入しないまま当社にご返送いただくことによっても、当社提案に賛成の議決権を行使していただけます。

Q6. 委任状を提出する場合、何を一緒に提出すればよいのですか？

A 委任状をご提出いただく場合には、必要事項を記載した委任状に加えて、別途お届けしております「議決権行使書用紙」を、返信用封筒にて当社までご返送ください。「議決権行使書用紙」には、何も記載いただく必要はございませんが、必ず原本をご返送くださいますようお願い申し上げます。写し等原本以外のものは受け付けることはできませんのでご留意ください。

Q7. 他の株主からも委任状が届いてますが、どれを提出したらよいのですか？

A 当社提案にご賛成いただける場合、委任状を当社にご提出いただき、他の株主様から送付された委任状については、当社および当該株主様にご返送されないようお願い申し上げます。当社といたしましては、本総会において当社提案につき株主の皆様からご承認いただけた場合には、企業価値・株主利益の最大化に邁進していく所存ですので、当社提案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

Q8. 既に他の株主に対して委任状を提出してしまったのですが、どうしたらよいですか？

A 既に他の株主様に対して委任状をご提出されている場合でも、当社に対して委任状をご提出いただくことができます。当社提案にご賛成いただける場合（他の株主様に対する委任状を提出した後に、お考えを変更されて当社提案に賛成していただける場合を含みます。）には、委任状を議決権行使書用紙とともに当社までご返送くださいますようお願い申し上げます。当社に対して委任状をご提出いただくことにより、既にご提出された委任状による委任は取り消され、当社に後日提出していただいた委任状を有効なものとして取り扱わせていただきます。

Q9. 当社に対して議決権行使書を提出したのですが、他の株主に対しても委任状を提出してしまいました。私の議決権はどうなりますか？

A 当社に提出していただいた議決権行使書は無効となり、他の株主様に対する委任状が有効として取り扱われる可能性があります。当社提案にご賛成いただける場合には、大変恐縮ですが、あらためて当社に対して委任状をご提出いただきますようお願い申し上げます。お手数ではございますが、同封の委任状に必要事項を記載のうえ、当社までご返送ください。